# 政　令

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二十三号**

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二十四号**

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十七号中

「

| | |
|---|---|
| 素材 | 銀 |
| 品位 | 純銀 |
| 量目 | 三十一・一グラム |
| 形式 | <br><br>直径　四十ミリメートル<br>彩色　白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色 |

」

を